

令和8年度 野々市市営つばきの郷住宅 【地域優良賃貸住宅】入居者募集要項



◎この募集要項をよくお読みいただき、申し込んでください。

<募集住戸>

つばきの郷住宅5階【地域優良賃貸住宅】二日市5丁目333番地
502号（1LDK）

<申込期間>

令和8年7月1日（水）より随時募集（先着順）

土・日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

<選考方法>

先着順にて審査を行い、入居者を決定します。

<入居開始日>

入居開始日は、原則、必要な手続きが終了した翌月1日以降となります。

<申し込み先（お問い合わせ先）>

野々市市役所 建築住宅課

電話 （076）227-6087

〒921-8510 野々市市三納1丁目1番地 市役所1階

<市営住宅に関するホームページ>

<https://www.city.nonoichi.lg.jp/soshiki/30/1009.html>



1 はじめに

つばきの郷住宅は、1階から3階までが【公営住宅】、4階から5階が【地域優良賃貸住宅】となります。

【公営住宅】

公営住宅法に基づく住宅困窮者（低所得者）向けの住宅

【地域優良賃貸住宅】

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく中堅所得の子育て世帯など向けの住宅。この住宅は、一定の額以下の収入の場合で要件が整えば、申請により家賃が減額になります。

2 申込みにおける注意事項

所定の申込書および必要書類に記入し、次のことに注意して野々市市役所建築住宅課へ持参してください。

原則、郵送不可ですが、事情がある場合はご連絡ください。

- (1) 申込みは、1世帯につき1件のみ申込みことができます。
- (2) 申込用紙の「現住所」、「氏名」欄は、確実に郵便が届くよう記入してください。
また、「TEL（電話番号）」欄も必ず連絡のとれる電話番号を記入してください。
- (3) 必要書類が揃っていない場合は受付できません。
- (4) 申込書提出後の入居しようとする者の増減は、出生・死亡によるもののみとします。
- (5) 母子世帯、父子世帯で申込み場合は、配偶者との戸籍上の婚姻関係が整理されていることが前提となります。
- (6) 单身の方は、申込みできません。
- (7) 次のような場合は無効・失格となります。
 - (i) 申込（入居）資格のうち、ひとつでも欠けるとき。
 - (ii) 申込書に不正の記入があったとき。
 - (iii) 申込書の内容と、入居決定の際に本審査のために提出していただく書類と内容が一致しないとき。
 - (iv) 单身不可の住戸で、入居時点で单身となったとき。
- (8) 本要項に関する年齢の基準は、申込期間の最終日で判断します。

3 募集住戸の概要

住宅の別	供給場所	居室の面積	間取り	風 呂	トイレ	単身入居
地域優良 賃貸住宅	5 階 (502 号)	46.4 m ²	1 L D K	ユニットバス	洋式	不可

※構造・規模は、鉄筋コンクリート造 5 階建て、施設にはエレベーターが設置されています。

※「オール電化」仕様

※校区（御園小学校、布水中学校）

※公共交通機関

野々市駅から徒歩 10 分

コミュニティバスのつティ（西部ルート）市営住宅前から徒歩 3 分

※入居要件を満たしている場合は、内見可能です。内見を希望される場合は、事前に建築住宅課までご連絡ください。

4 家賃額

4-1 家賃額一覽表

令和８年度に適用する家賃額を、世帯の所得月額（６ページ「６ 入居収入基準」参照）の収入区分に応じて示してあります。

住宅の別	募集住戸	世帯の所得月額		
		158,001 円 ～	186,001 円 ～	214,001 円 ～
		186,000 円	214,000 円	487,000 円
		減 額 後 家 賃		
地域優良 賃貸住宅	502 号 (1 LDK)	34,200 円	39,500 円	55,000 円

※所得月額 158,000 円を超え 214,000 円以下までの減額対象世帯については、別途減額申請が必要となります。なお、減額申請の手続きが行われない場合は、最高額の家賃となります。

4-2 家賃の減額

所得月額が 214,000 円以下に該当するものであって、次のいずれかに該当する方のみ、家賃を減額することができます。減額の期間は、平成 24 年 10 月 1 日から 20 年間（2032 年まで）に限り、該当要件が満たされている間（年度区切り）、家賃が減額となるものです。

- ア 子育て世帯（小学校卒業前の子どもがいる世帯）
イ 新婚世帯（次ページ参照）
ウ 高齢者世帯（次ページ参照）
エ 障害者等世帯（次ページ参照）
オ 災害の被災者であるもの など

5 申込み（入居）資格

次の（１）から（６）のすべてに該当する方のみ、申込みことができます。

（１） 所得月額が次表の範囲に該当するものであって、次のいずれかに該当する世帯

所得月額	158,000 円を超え 487,000 円以下
------	--------------------------

ただし、所得月額が 158,000 円以下のものであっても、今後この所得基準に該当することが見込まれるものについては、該当するものとみなします。

※所得月額については、6 ページ「6 入居収入基準」をご覧ください。

○子育て世帯（同居者に 18 歳未満の者又は妊娠している者がいる世帯）

○新婚世帯（配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者、その他婚姻の予約者を含む）を得て 5 年目以内の世帯）

○高齢者世帯（次の全てに該当する者がいる世帯）

①申請者が 60 歳以上の者

②同居する者が次のいずれかに該当すること

i) 配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）

ii) 60 歳以上の親族

iii) 入居者が病気にかかっていること等により同居させることが必要と市長が認める者

○障害者等世帯（次のいずれかに該当する者がいる世帯）

①障害の程度が、次に定めるものに該当する者

i) 身体障害者手帳の交付を受け、障害の程度が 1 級から 4 級までの方

ii) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、障害の程度が 1、2 級の方

iii) 療育手帳の交付を受け、障害の程度が A および B の方

②戦傷病者、大臣認定被爆者、海外からの引揚者で帰国後 5 年未満の者、ハンセン病療養所入所者

（２） 自ら居住するため住宅を必要とする者であって、現に同居し、または同居しようとする親族など（6 親等以内血族、配偶者、3 親等以内姻族）があること

- ・ 近く結婚する婚約者（入居後 2 カ月以内に入籍していただきます）や、事実上婚姻関係（関係を証する書類が必要）と同様の方も含まれます。
- ・ パートナースhip宣誓書受領書の交付を受けた方も含まれます。
- ・ 家族を故意または不自然に分割または合併（夫婦の別居、兄弟姉妹のみ等）する世帯の申し込みはできません。

（３） 申込者本人および同居しようとする親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）でないこと

（４） 申込者本人および同居しようとする親族が市町村税を滞納していないこと

（５） 原則、県内に居住する親族を連帯保証人に選任できる方または、市長が認める家賃債務保証業者と家賃債務保証契約を締結した方

- ・ 連帯保証人になれる方の条件は、身元および家賃の支払いを保証でき、公営住宅の入居者または入居予定者でない人に限ります。
- ・ 家賃債務保証契約には保証料、更新費用が必要となります。
- ・ 連帯保証人を確保できない、家賃債務保証契約を締結できない特別な事情がある場合はお問い合わせください。

（６） 家賃・敷金、駐車場使用料・保証金、共益費などを支払うことができる方

6 入居収入基準

所得月額とは、世帯における 1 年間の世帯の所得金額から、該当する控除額をすべて差し引いた残りの額を 12（か月）で割った金額です。

所得月額の計算式

$$\text{所得月額} = \left\{ \begin{array}{c} \xleftrightarrow{\text{1人ずつ計算し合算}} \left[\text{世帯の所得金額} \right] \xleftrightarrow{\text{全員の所得を合算後計算}} \\ \left[\text{控除額合計金額} \right] \end{array} \right\} \div 12 \text{ か月}$$

控除額 下記の表を参照（1 人につき）

控 除 名		控 除 対 象 者	控 除 額
同居親族等控除		・ 申込者本人を除く同居者 ・ 同居していない扶養親族（遠隔地扶養親族）（所得 58 万円以下）	1 人につき 3 8 万円
所得調整控除		給与所得又は年金収入に係る雑所得を有する者 （※その者の所得等が 10 万円未満の場合はその金額）	1 人につき 1 0 万円
特別控除	老人同一生計配偶者 老人扶養親族	70 歳以上の同一生計配偶者（所得 58 万円以下）又は 70 歳以上の扶養親族（所得 58 万円以下）	1 0 万円
	特定扶養親族	16 歳以上 23 歳未満の扶養親族（所得 58 万円以下）（配偶者は対象外）	2 5 万円
	ひとり親	婚姻（事実婚を含む）をしていない者（配偶者の生死不明を含む）であり、所得 500 万円以下で、所得が 58 万円以下の子と生計を一にする者	3 5 万円
	寡婦	上記のひとり親に該当せず、所得 500 万円以下の申込者または同居者で、(1)・(2) のいずれかに該当する者 (1) 夫と死別した後婚姻をしていない女性または夫の生死があきらかでない女性 (2) 夫と離婚後婚姻をしていない、扶養親族（所得 58 万円以下）がある女性	2 7 万円
	特別障害者	身体 1 ～ 2 級、精神 1 級、療育 A の手帳を交付されている者	4 0 万円
	障害者	身体 3 ～ 6 級、精神 2 ～ 3 級、療育 B の手帳を交付されている者	2 7 万円

◎仕送り・失業給付金・労災保険の各種給付金・生活保護の扶助料・遺族年金・障害年金等、非課税とされている所得や退職金、一時所得は含めません。

7 申込みに必要な書類（各種証明書は、発行後3カ月以内のもの）

	書類の内容・留意事項	入手方法
入居申込書、同意書	様式①- 1、様式①- 2	建築住宅課
本人確認書類	写真付身分証明書（免許証など）の写し（申込者のみ）	
申込時点で野々市市に住民票がある方は提出不要		
住民票	入居予定者全員分で、続柄、本籍が記載されているもの 未届けの夫婦の方は、未届け夫（妻）と記載されたもの 外国人の方は、国籍の省略のないもの	市町市民課
令和 8 年 1 月 1 日時点で野々市市に住民票がある方は提出不要		
税の未納がない証明書 （又は納税証明書） ※ 2 ヶ年度分、市税	申込者および同居者全員分（高校生以下の人を除く） ※野々市市にお住いの場合は「未納の税額がない旨の証明」	市町税務課
	課税されていない方で、税の未納がない証明書（又は納税証明書）の発行ができない方は、下記が必要です 最新の 1 つ前の所得・課税証明書（非課税証明書）	
所得証明書	最新の所得証明 申込者および同居者全員分（高校生以下の人を除く） 所得がない場合においても「所得 0 円」の所得証明書が必要です	
駐車場を使用しない場合提出不要		
駐車場使用申込書	使用する駐車場の台数分提出が必要です	建築住宅課
車検証	使用するお車の最新の車検証の写しが必要です	

次ページに続く

	書類の内容・留意事項	入手方法
申込者の状況によって提出していただく書類		
所得証明書に記載の内容から、現在に至るまでに所得の状況が変わった方	就職・求職・転職した方 勤務3か月以上…給与支払証明書（様式②） 勤務3か月未満…採用関係証明書（様式③） 休職していたあるいは休職中…休職証明（様式④）	雇用主
	事業開始した方 事業開始を証する書面のコピー、営業実績証明書（様式⑤）	
	事業を廃止した方 事業廃止を証する書面のコピー	
	年金受給開始または受給金額に変更があった方 年金証書のコピーまたは年金支払い通知書のコピー	年金事務所等
	退職をした方 退職証明書（様式⑥） 離職票または雇用保険受給者票	雇用主 公共職業安定所等
配偶者のいない方 未届けの夫婦の方	戸籍謄本	市町 市民課
パートナーシップ宣誓書受領書の交付を受けた方	パートナーシップ宣誓書受領書の写し、戸籍謄本	
婚約者と申込む方	婚約証明書（様式⑦） ※婚約者と申込む場合は、入居後に「戸籍謄本」、「婚姻届受理証明書」等、婚姻の事実がわかる書類を提出していただきます。	市町 市民課
障害者の方	手帳（身体、精神、療育）のコピー	市町福祉課
遠隔地扶養親族	遠隔地の健康保険証写し（表・裏） （注）：健康保険証の保険者番号及び被保険者等記号・番号を隠してコピーしてください 学生証の写しなど	
離婚調停中の方	事件係属証明書・誓約書（様式⑧） ※離婚予定の方は原則、入居日までに関係が整理されていることが条件になります。	裁判所
離婚協議中の方	協議離婚申立書（様式⑨）・誓約書（様式⑩） ※離婚予定の方は原則、入居日までに関係が整理されていることが条件になります。	
持家を手放す予定の方	不動産媒介契約書、競売決定通知書など	不動産業者等
新婚世帯として入居される方	入籍している場合 ・戸籍謄本 事実婚・内縁関係の場合 ・住民票（必要に応じて住民票附票） ・保険証の写し	市町市民課等
子育て世帯で、現在妊娠しており、他に18歳未満の者がいない世帯	母子手帳の写し、妊娠証明書の写しなど	市町福祉課、医療機関等

※すべて最新のものがが必要です。なお、申込後に連絡先や世帯の変更があった場合には、すみやかにご連絡ください。

※必要に応じ、前記以外の書類の提出をお願いする場合があります。

8 入居に関する事項

- (1) 入居の手続き（請書提出、敷金納入）は、入居許可のあった日から 10 日以内に行っていただきます。
- (2) 原則、県内に居住する親族である連帯保証人の選任または、市長が認める家賃債務保証業者と家賃債務保証契約を締結する必要があります。連帯保証人を選任できない、家賃債務保証契約を締結できない特別な事情がある場合はご相談ください。
- (3) 連帯保証人が支払いの責任を負う上限（極度額）は入居時家賃の 12 か月分になります。
- (4) 敷金は、家賃の 3 ヶ月分を納入していただきます。
- (5) 駐車場は、1 台駐車可能です（2 台目以降は要相談）。使用料は 1 台当たり月額 1,600 円です。（入居者の状況により、減免制度あり）
- (6) 駐車場の保証金は、駐車場使用料の 3 ヶ月分を納入していただきます。
- (7) 家賃のほかに、水道料（共同水栓）、電気料（共同灯、エレベーター、受水槽）、下水道施設等の共同部分の維持管理費等の共益費が必要となります。共益費は月額 1,500 円です。
- (8) 町内会費は、別途 400 円が必要となります。
- (9) 照明器具、IH キッチンヒーター、空調設備等は個人負担となります。オール電化のため、ガス機器は使用できません。
- (10) 住宅では、犬・猫等の動物を飼うことはできません。ただし、身体障害者が盲導犬・介助犬の利用を希望するときは、その飼育を認めることとしていますので、申し出てください。
- (11) 住宅を退去されるときは、退去者の費用負担で原状回復（私物の撤去、破損箇所の修繕等）をしていただきます。
- (12) 市営つばきの郷住宅は共同住宅です。共同生活を送るうえで必要なことは、この住宅で運営されている【市営つばきの郷住宅管理組合】で皆さんの話し合いにより決めることとなりますので、必ず協力してください。

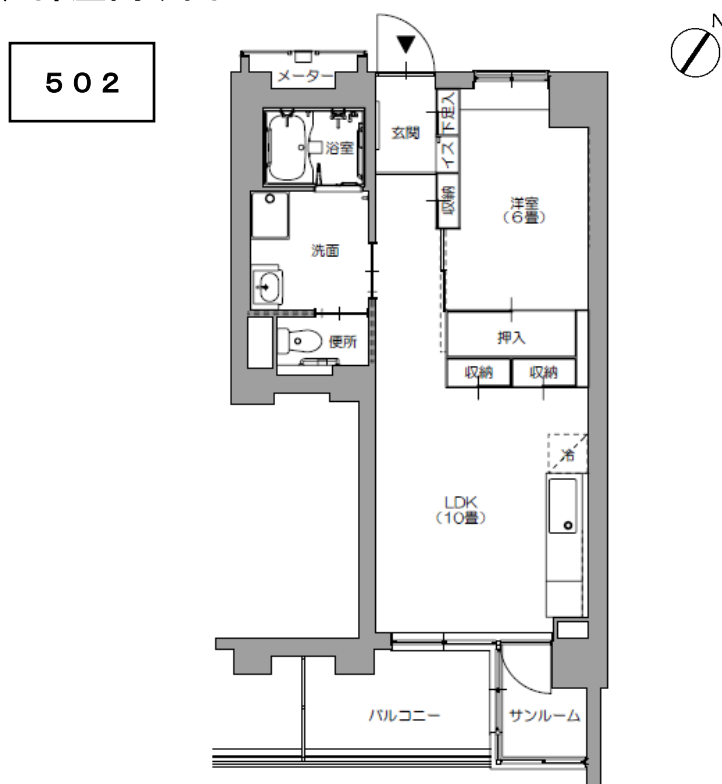
9 案内図



野々市駅から徒歩 10 分

コミュニティバスのつティ（西部ルート）市営住宅前から徒歩 3 分

10 間取り図、部屋割り図



北側（北陸新幹線高架橋）から南側（保育園・児童館側）をみた配置

階段	508	507	506	505	504	503	E V・ 階段	ホ ー ル	502	501	5F
	408	407	406	405	404	403			402	401	4F
	308	307	306	305	304	303			302	301	3F
	208	207	206	205	204	203			202	201	2F
	108	107	106	105	104	103			102	101	1F